

居宅介護支援事業所運営規程

スター倶楽部居宅介護支援事業所

(事業の目的)

第 1 条

株式会社デイサポートステーションが開設するスター倶楽部居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 スター倶楽部指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 鹿児島市池之上町 6 番 1 5 号 税所ビル 1 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 主任介護支援専門員 1 名（常勤兼務）※確保のための取り組み（R7.4.1～R8.3.31）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

2 介護支援専門員 1 名以上（管理者と兼務も含む）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始臨時休業及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

2 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。

3 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

(3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一通常の事業実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50円徴収する。

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市及び南九州市とする。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第8条 事業者及び従業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行う。

2 事業者及び従業者は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

3 事業者及び従業者は、介護支援専門員がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

4 事業者及び従業者は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行う。

5 事業者及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第 11 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

（記録の整備）

第 12 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

（4）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う物とする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回程度開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(身体的拘束の適正化に関する事項)

第 16 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

2 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメント（性的な言動又は優越的な関係を背景としたもの）等により介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社デイサポートステーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

この重要事項説明書は、あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明します。ご不明な点があればご遠慮なく質問してください。

- ①あなたは、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ます。
- ②あなたを担当する病院に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の指名及び連絡先を病院に伝えて下さい。
- ③居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。

当事業所はご契約者に対し指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

（鹿児島市指定 第 4670109570 号）

居宅介護支援とは・・・

- 介護を必要とする方や家族の相談に応じたり、アドバイスをします。
- 利用者の必要に沿った介護サービスを作成します。
- サービス事業者への連絡や手配などを行います。
- 申請や更新の手続きを代行します。
- 事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を説明します。（利用状況は別紙の通り）
- 施設入所を希望する方に適切な施設を選び紹介します。

目次

- 1. 事業者
- 2. 事業所の概要
- 3. 事業実施地域及び営業時間
- 4. 職員の配置状況
- 5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ
- 6. 利用料金
- 7. サービスの利用方法
- 8. 虐待防止に関する事項
- 9. 業務継続計画の策定に関する事項

10. 感染症の予防及びまん延の防止に関する事項

11. 身体的拘束の適正化に関する事項

12. 個人情報及び肖像権の使用

13. サービス内容に関する苦情

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 デイサポートステーション
- (2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市池之上町6番15号税所ビル1階
- (3) 電話番号 099-248-9231
- (4) 代表者氏名 代表取締役 荒田 浩実
- (5) 設立年月 平成25年12月1日

2. 事業者の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
平成25年12月1日指定
- (2) 事業所の目的 介護保険法等関係法令に従い、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 スター倶楽部居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市池之上町6番15号税所ビル1階
- (5) 電話番号 099-248-9231
- (6) 管理者 武川 眞理枝
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立かつ生きがいのある日常生活を営むことが出来るよう努めます。
 - ② その利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
 - ③ その提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って行い特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公平中立に行うものとする。
- (8) 事業開始日 平成25年12月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市及び南九州市の区域とする。

(2) 営業日及び営業時間

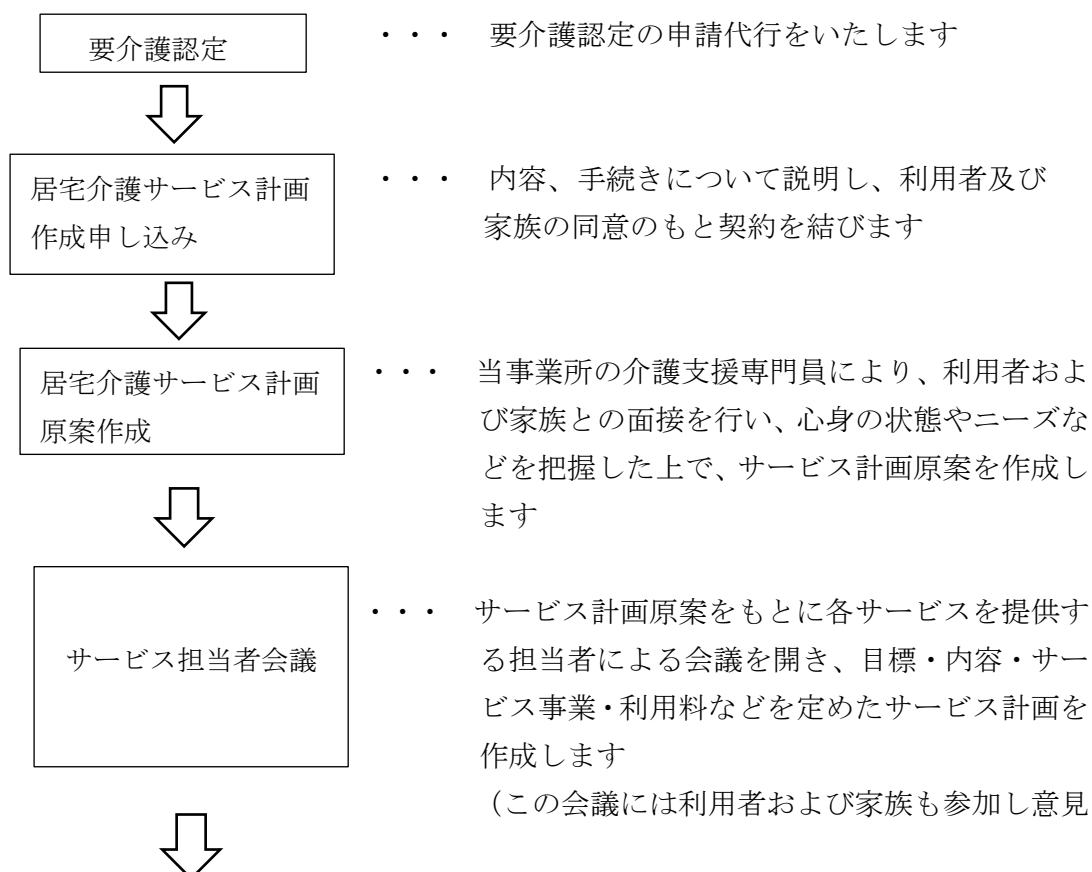
営業日	月曜日から金曜日 (年末年始臨時休業及び国民の祝日を除く)
営業時間	午前8:30から午後5:00 (緊急時の電話等による24時間連絡可能)

4. 職員の配置状況

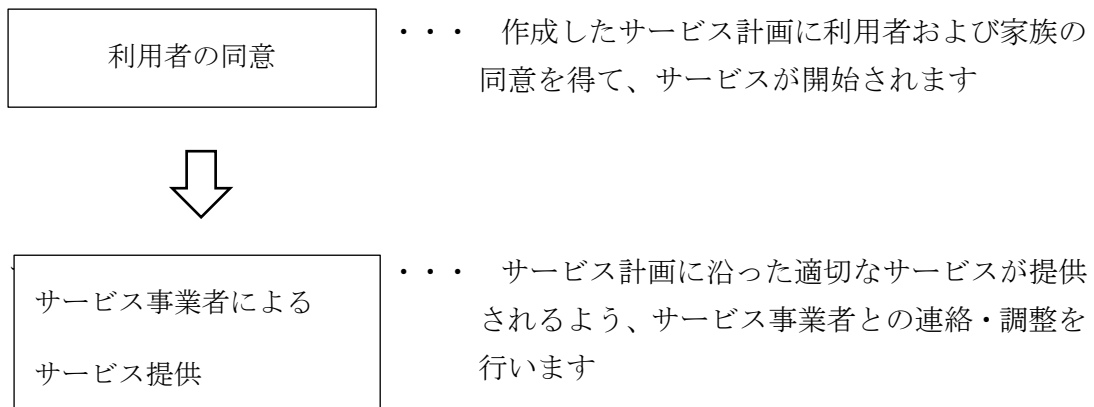
当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、以下の職員を配置します。

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	管理者と兼務を含む 常勤 1名以上

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



交換できます)



6. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からのサービス適用証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日鹿児島市及び南九州市の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費 (I)

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費 (i)	10,860円	14,110円
居宅介護支援費 (ii)	5,440円	7,040円

介護支援専門員1人当たりの取扱件数

居宅介護支援費 (i)・・・取扱件数が45件未満である場合

居宅介護支援費 (ii)・・・取扱件数が45件以上60件未満である場合

◆居宅介護支援費 (ii) は45件以上の部分にのみ適用

<加算>

	加 算	加算額	算 定 要 件 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,000 円/ 回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 (I)	2,500 円/ 月	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を当日行った場合（営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。）
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 (II)	2,000 円/ 月	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を翌日又は翌々日行った場合（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。）
	退 院 ・ 退 所 加 算	4,500 円/ 回 ～ 6,000 円/ 回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（カンファレンス参加有無より加算変更）
	通院時情報連携加算	500 円/月	利用者が医師や歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合（一月に一回を限度）
	緊 急 時 等 居宅カンファレンス加算	2,000 円/ 回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に二回を限度）
	特定事業所加算（Ⅰ）	5,190 円	質の高いケアマネジメントを行っている事業所を評価し、医療と介護の連携を推進する観点から、人材の確保や、病院との連携や看取りの対応、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円	
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円	
	特定事業所加算（A）	1,140 円	

	ターミナルケア マネジメント加算	4,000 円/ 回	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状態を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合
--	---------------------	---------------	---

(2) 交通費

鹿児島市及び南九州市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

いつでも契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(4) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月末日までに前月分の請求を致しますので、末日以内にお支払いください。領収書を発行します。

お支払方法は、現金集金とさせていただきます。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。職員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

契約終了を希望される日の 14 日前までに文書でお申し込み下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援 1、要支援 2 と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者や家族の方が当事業所や当所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為及びハラスメントを行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する場合があります。

8. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9. 業務継続計画の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う物とする。

10. 感染症の予防及びまん延の防止に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回程度開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

11. 身体的拘束の適正化に関する事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を

除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。

1 2. 個人情報及び肖像権の使用

利用者及びその家族の個人情報及び肖像権については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することとする。

(1) 使用する目的及び場合

当事業所が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づいて 指定居宅サービス等を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において必要な場合に使用する。

(2) 使用にあたっての条件

ア個人情報及び肖像権の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払う。

イ 当事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録又は録画しておく。

(3) 個人情報及び肖像権の内容

ア 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等当事業所が通所介護サービスを行うために必要な、利用者やその家族個人に関する情報

イ その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

(4) 使用する期間

当事業所と利用者（または代理人）の間に交わされた利用契約書に定めた期間に限るものとし、利用契約が解消された後は利用者及び家族に関する個人情報の使用は行わない。

1 3. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

（職名）管理者/介護支援専門員 武川 真理枝

受付時間 月曜日～金曜日（年末年始臨時休業及び国民の祝日を除く）
午前8：30～午後5：00

電話番号 099-248-9231

(2) 行政機関その他苦情受付期間

	受付時間	電話番号
鹿児島市介護保険課	8 時 30 分～17 時 15 分	099-216-1280
鹿児島県国保連合会	9 時 00 分～17 時 00 分	099-213-5122
南九州市高齢者福祉係	8 時 30 分～17 時 15 分	0993-83-2511

この重要事項説明書は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明及び個人情報の使用について文書を交付しました。

事業者：スター倶楽部居宅介護支援事業所

説明者：介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに契約者の家族等の個人情報を用いるほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

家族住所

氏名 印

利用者との続柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員（退職後も含む）は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。）

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を感じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援1・要支援2と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）

⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１） ご契約者からの解約、契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用規約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の１４日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

（ア）事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合

（イ）事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

（ウ）事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合

（エ）事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２） 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為及びハラスメントを行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. 居宅サービス計画の総数

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い理解を得るよう努めます。

<利用状況>

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下「訪問介護等」という。）各サービスの割合

訪問介護	12%
通所介護	6%
地域密着型通所介護	85%
福祉用具貸与	43%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合（上位3位まで）

訪問介護	1. ヘルパーステーションみらい	63%
	2. グリーンコープ福祉サービス	27%
	3. ほのぼの介護・玉里	9%
地域密着型通所介護	1. スター倶楽部	61%
	2. スター倶楽部よしの	28%
	3. 城山苑デイサービスセンター	2%
福祉用具貸与	1. 平成メディカル	47%
	2. ケアプラス	14%
	3. パナソニックエイジフリー富士	7%

- ③ 判定期間（令和5年度）

☐前期（3月1日から8月末日）

☐後期（9月1日から2月末日）

附 則

この重要事項説明書は、令和7年4月1日から施行する。